

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧岩崎工区その6工事

現 場 説 明 事 項

（第1回変更）

東海農政局 新濃尾農地防災事業所

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
 - ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
 - ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
 - ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。
- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負変更契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

2) 工事概要

特別仕様書（第1回）に示すとおり

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第1回変更）のとおり

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和6年2月16日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第一課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和6年2月19日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種区分（変更なしにつき省略）

本工事の積算基準における工種区分は、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）」の第3別表1に掲げる「水路工事」を適用している。

2. 単価適用年月（変更なしにつき省略）

本工事の単価適用年月については「令和5年5月」を考えている。

3. 工 期

本工事の積算上の工期は、令和5年6月19日～令和6年3月26日（282日間）としている。

4. 良質土の定義（変更なしにつき省略）

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地（変更なしにつき省略）

特別仕様書第5章5に示す土取場からの距離は2.5km、流用土仮置場までの距離は2.5km、建設発生土受入地までの距離は2.5kmを見込んでいる。

6. 建設資材廃棄物処分の数量（変更なしにつき省略）

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻、廃プラ、汚泥等）の数量については、実績数量を踏まえ変更協議する場合がある。

7. 既設構造物撤去に伴う金属類の取扱い（変更なしにつき省略）

特別仕様書第5章6に示す金属類受入地までの距離は3.9kmを見込んでいる。

8. 指定仮設工

（1）仮設構台（変更なしにつき省略）

特別仕様書第5章9に示す仮設構台の構造については検討中であり、図面及び数量を概略で計上しているため、契約後、設計が了したのち構造変更を行う。

（2）土のう製作について（変更なしにつき省略）

土のう及び大型土のうの製作に用いる土砂は、楽田大橋仮設ヤードの仮置土を採取し製作することを考えている。

（3）水替工

特別仕様書第5章4に示す水替工の日数について、

1) 1区間では常時排水の排水ポンプφ100mm×1台及びφ50mm×1台で95日、作業時

排水の排水ポンプφ200mm×2台及びφ150mm×1台で27日を計上している。

2) 2区間では常時排水の排水ポンプφ100mm×1台で48日を計上している。

(4) 仮廻し水路

特別仕様書第5章7 2) に示す仮廻し水路について、常時排水の排水ポンプφ200mm×2台で48日を計上している。

(5) 仮設土留工（変更なしにつき省略）

特別仕様書第5章8 仮設土留工に示す親杭横矢板土留工のロック・S K T工法の歩掛はS K T技術協会のR O C K ・ S K T工法施工標準積算資料（令和2年度版）を適用している。

9. 観音堂公園内のゴミ集積所の移設（変更なしにつき省略）

観音堂公園内のゴミ集積所の移設については関係機関との協議が整い次第、追加する場合がある。

10. 副水路工（変更なしにつき省略）

副水路の施工については、関係機関との調整が整い次第、追加する場合がある。

11. 町屋橋の橋銘板の詳細（変更なしにつき省略）

町屋橋に設置する橋銘板の詳細（文字、フォント等）については関係機関と協議中のため、協議が完了次第、監督職員から指示する。

12. 現場環境（快適トイレ）の整備について（追加）

特別仕様書第15章10に示す快適トイレに要する費用については、営繕費等として以下の費用を見込んでいる。

51,000円/基・月(税抜き) 男女別